

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

ビジョン 萩田正信三井不動産社長の話です。組織のトップに求められるのは、「人を動かす力」ではないかと思う。自分自身でできることはたかが知れている。どうやって人を動かすか。それは人々に夢を与えるということだ。人々に夢を与えるには、組織の目指す方向を明確にし、その先に何があるのかを語る必要がある。二つ目は、自分の描いたビジョンに人を巻き込んでいく力。自分自身が担うべきことをやって見せる。三つ目は、人の良いところを見出す力。誰にでも長所や強みがあるが、活かしきれていない。その強みを最大限発揮できるところに配置する。そうすることで自分の描いたビジョンが実現できる。(日本経済新聞)

ヒントヒント

税務 ミニガイド

令和4年度税制改正により、都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症及びまん延防止措置の影響を受けた個人に対してその生活費を援助するために行う金銭の貸付けについて、その者が債務免除を受けた場合、その経済的利益について、所得税は非課税とされました。



暗号資産取引に係る 所得税課税

□所得区分

暗号資産取引により生じた利益については、所得税の課税対象になり、原則として雑所得に区分されることになります。

その暗号資産取引自体が事業と認められる場合やその暗号資産取引が事業所得等の基となる行為に付随したものである場合には、事業所得に区分されますが、いずれの区分についても、総合課税の対象です。

□所得金額の計算

暗号資産の売却による所得金額は、総収入金額から必要経費を控除することにより算出することになります。

その場合の必要経費に算入できる金額は、①暗号資産の譲渡原価その他暗号資産の売却等に際し直接要した費用の額、②その年における販売費、一般管理費その他その所得を生ずべき業務について生じた費用の額（暗号資産の売却のために必要な支出であると認められる部分の金額）です。

□譲渡原価の計算

暗号資産の譲渡原価は、「暗号資産の1単位当たりの帳簿価額×その譲渡をした暗号資産の数量」で計算することになります。

複数の暗号資産を継続的に売買する場合の1単位当たりの譲渡原価の計算については、暗号資産の種類（名称）ごとに、①総平均法、②移動平均法のいずれかの方法を選定することになります。

□評価方法の届出

初めて暗号資産を取得した年分の確定申告期限までに、所轄税務署長に対し、「所得税の暗号資産の評価方法の届出書」の提出が必要です。

評価方法の届出書の提出がない場合には、総平均法によることになります。

□暗号資産の譲渡

暗号資産の売却をした場合はもとより、暗号資産で商品の購入をした場合や暗号資産を他の

話のタネ

○好物は？篤姫＝あんかけ豆腐、伊藤博文＝フグ、ジョン万次郎＝鰻、徳川慶喜＝豚肉、カール大帝＝青かびチーズ、神聖ローマ皇帝＝ザクロ、チャーチル＝アイリッシュチューとポトフ、ナポレオン＝目玉焼き、ペートーベン＝コーヒー、明治天皇＝琵琶湖の小魚ヒガイ、毛沢東＝鶏のスープ、六代目尾上菊五郎＝桃屋の花ラッキョウ、ゲバラ＝マテ茶。



暗号資産へ交換した場合についても暗号資産の譲渡に該当することになります。

□譲渡損益の帰属年

暗号資産の譲渡損益の帰属は、原則として売却等をした暗号資産の引渡しがあった日の属する年分となります。

ただし、本人の選択によって、その暗号資産の売却等に関する契約をした日の属する年分とすることもできます。

□年間取引報告書

国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産取引について、平成30年1月1日以後の取引については、通常、①その年の暗号資産の購入数量、②その年の暗号資産の購入金額（取得価額）、③その年の暗号資産の売却数量、④その年の暗号資産の売却金額、⑤その年の12月31日現在の暗号資産の保有数量、などが記載された「年間取引報告書」が交付されますので、暗号資産取引の取得価額や売却価額を確認することができます。

□消費税の課税関係

国内の暗号資産交換業者を通じた暗号資産の譲渡には、支払手段等の譲渡に該当し、消費税は非課税とされます。

「赤字法人割合」が 11年ぶりに増加！

令和2年4月1日から令和3年3月1日までの事業年度に関して行われた「2020年分会社標本調査」で明らかになったことについて、今回は考えてみます。

1) 黒字法人と赤字法人の法人数の推移

この度の調査は、約204万社の法人を対象に実施されました。その中では以下のようなことが明らかになりました。まず、法人数全体は約280万社と、平成24年度以降、8年連続で増加しており、過去最大の法人数でもありました。しかし、このうち利益計上法人数は前年より0.3%減少し約105万社となり、10年ぶりに減少しました。一方で、欠損法人は前年より2.9%増加し、約173万社と2年ぶりに増加しました。また、欠損法人が全法人に占める割合は63.3%となり、リーマン・ショック以降下がり続けて

ナマの税務相談室

Q 本日は遺産分割のやり直しが出来るかどうかという微妙なご相談で伺いました。

相続人甲、乙、丙3人が折角きちんと協議を重ね遺産分割協議書を作成し期限内申告、納税も済ましたのですが、乙が当初の考えを変え、一部変更を申し出ました。当初の取り決め部分の変更として相続人乙が相続人甲に対して現金2千万円を要求し、それで話は纏まりました。

A 時々そのようなお話はあります。なかなか微妙なケースがあります。

相続申告期限後において乙が異議を申し立てを行い甲がそのような申し出を受け入れ結果的に遺産分割をやり直しした場合、各相続人は相続税の申告をやり直す事ができますか。

それとも、相続人乙は、この取得した財産について贈与税の申告をしなければならないでしょうか。

いた赤字法人割合は11年ぶりに増加しました。

2) 黒字法人の営業収入額の減少と所得金額の増加

この度の調査では黒字法人の営業収入額は前年から2年連続で減少している一方、所得金額については前年から0.8%増加し、減少した去年に比べ増加に転じました。

これは、営業収入額には売り上げしか含まれませんが、所得金額には雇用調整助成金や新型コロナウイルス関連の補助金や助成金なども含まれていることが要因として挙げられます。

3) 主な業種間の所得金額の増減

業種間では、上から「金融保険業」「その他製造業」「サービス業」と続き、一方で、所得金額の減少額が最も大きかったのは鉄道、バスなどの「運輸通信公共事業」でした。また、外食自粛の影響を受けた「料理飲食旅館業」が前年比3.7%減となっています。このようなデータにも、新型コロナウイルスの影響が色濃く反映されていて、不要不急の外出が減少する一方で、巣ごもり需要が拡大したという背景がみてとれます。

遺産分割のやり直し問題

A 遺産分割前における相続財産は共同相続人の共有に属するとされています。(民法898条) 遺産分割協議が有効に成立した場合は相続開始の時に遡ってその効力を生ずることとされています。(民法909条) 即ち遺産分割が有効になされた後は相続財産は各相続人の単独所有となります。

今回のケースは共同相続人全員の合意による遺産分割協議が有効に成立していますから、相続人甲から乙に対して支払われた現金は甲から乙に対する贈与です。

今回のケースは相続税法32条(更正の請求の特則)各号の事由に該当しません。また国税通則法第23条第1項各号、第2項各号に規定する更正の請求の事由にも該当しないことから、ご質問の遺産分割のやり直しを事由とする相続税の申告のやり直しは出来ないと考えます。乙の贈与税申告が必要です。

ナマの税務相談室

免税事業者のインボイス 事業者即時登録の特異点

今年の税制改正は、「所得税法等の一部を改正する法律」という全20条の一括法(所謂束ね法)でなされています。この中の消費税法の改正は、第7条で消費税本法の改正、第20条で平成28年の改正税法の消費税部分(第5条)の中の未施行条文と、それに関連する附則条文の改正をしています。

平成28年の消費税改正はインボイス制度の導入立法です。その時の附則の規定としては、令和5年10月1日から、インボイス制度が開始されるので、当初からインボイス(適格請求書)発行事業者になるためには令和5年3月31までに登録申請をすること、それ以後においては、特

に、免税事業者がインボイス発行事業者になるには、新規に課税期間となる初日以前1ヶ月前の日までに、登録申請書を提出する、としていました。

今年の税制改正で、免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30までの日の属する課税期間中に行うインボイス発行事業者になる為の登録では、任意のタイミングでよいこととし、その登録で同時にインボイス発行事業者の資格を得られることと改正されました。この登録には、課税事業者選択届出書の提出は不要です。

今年の改正の結果、任意での即時登録者には、登録日の属する課税期間の翌課税期間と翌々課税期間において

は消費税の免税事業者に戻る選択が出来ないとされました。なお、令和5年10月1日を含む課税期間での登録者には、改正前まま、この2年縛りの制限はありません。

また、調整対象固定資産(100万円以上)を取得した場合の3年縛りの制限は、即時登録した元免税事業者にはありません。理由は、調整対象固定資産3年縛りの規定が、「課税事業者選択届」を提出した者を対象とするからです。同じ3年縛りでも、高額特定資産(1000万円以上)の取得の場合には、「課税事業者選択届」提出者との限定がないので、制限あります。

ところで、令和5.10.1～令和11.9.30というインボイス登録时限規定は、措置法的ですが、消費税法の規定です。但し、附則の規定、それも平成28年改正税法の附則第44条についての改正規定です。

8日白露、
23日秋分。
國税職員の定期異動から
二ヵ月、朝夕もめつきり涼
しくなり、税務調査も本格
的になつてきます。

9月を晩秋といいます。
「名月や暁のうへに松の
影其角」
一年のうちでもっとも美
しい月が見られるのが9月
の20日前後(旧暦の8月15
日頃)で「中秋の名月」「十
五夜」などといい、旧暦で
は7月を初秋、8月を中秋、
9月を晩秋といいます。



運命は神の考へることだ。
人間は人間らしく
働けばそれで結構である。

(作家
夏目漱石)

9月の税務メモ

- (国 税)——
 ○8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
 ○7月決算法人の確定申告
 ○5年1月決算法人の中間(予定)申告

- (地方税)——
 12日 ○8月分個人住民税特別徴収分の納付
 30日 ○7月決算法人の確定申告
 タ ○5年1月決算法人の中間(予定)申告

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。